

平成30年著作権法改正の解説

■ 文化庁著作権課 ■

第196回通常国会に提出された「著作権法の一部を改正する法律」が、平成30年5月18日に成立し、同年5月25日に平成30年法律第30号として公布された。この法律は、平成29年4月に文化審議会著作権分科会において取りまとめられた「文化審議会著作権分科会報告書」（以下「分科会報告書」という。）等を踏まえ、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応するべく、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、必要な改正を行うものである。また、印刷物の判読に障害のある者の著作物等の利用機会を促進するため、世界知的所有権機関において、平成25年6月に採択された「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結のため必要な措置を講じるものである。具体的には、主に以下の4点について規定の整備を行うものである。

- (1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定¹⁾の整備
- (2) 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備
- (3) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備
- (4) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

この法律は、上記(1)デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定、(3)

障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定、(4)アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定に係る改正事項については平成31年1月1日に、上記(2)教育の情報化に対応した権利制限規定に係る改正事項については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に、それぞれ施行することとされている。

本稿では、これらの改正の概要について、(2)教育の情報化に対応した権利制限規定に係る改正事項を中心に解説を行う（以下、条文番号のみの表記は著作権法を指す）。

1. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

(1) 改正の経緯

我が国では、グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会において、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造し、他者と協働することができる人材が求められており、そのためには個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を育成することが求められている²⁾。このような中、近年の教育政策に関する政府計画においては、このような能力を育むため、各教育段階において、ICTなどを活用しつつ、個々の能力や特性に応じた学びを通じた基礎的な知識・技能の確実な修得や、子供たち同士の学び合い、協働学習や課題探求型の学習など、新たな形態の学習を推進することが求められている³⁾。しかしながら、これを推進していく上での障害の一つに、

¹⁾ 著作権者の権利を制限し、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる例外的な場面を定めた規定。

²⁾ 「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）

³⁾ 「教育振興基本計画」・前掲〈注2〉

著作権の処理を巡る課題が指摘されている。

学校等の授業において利用することができる権利制限規定として第35条（学校その他の教育機関における複製等）があり、学校等の非営利の教育機関の授業の過程での使用を目的とする著作物の利用について、同条第1項ではコピー（複製）を、第2項では遠隔地にある複数の教室間で中継して同時に行う授業（合同授業）のためのネットワークを通じた送信（公衆送信）（以下「同時授業公衆送信」という。）を、それぞれ認めている。

一方、オンデマンド授業（異時授業）のための公衆送信、対面授業のための公衆送信、送信側に教員のみがおり児童生徒等がいない、いわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業のための公衆送信は、いずれも権利制限の対象とはされていない。

このような中、文化庁の委託により実施した調査研究⁴⁾や文化審議会著作権分科会で行った関係者からのヒアリングの結果、教育機関において、権利処理の事務上の負担から著作物等の利用を断念するケースが多く、教育上必要な著作物をICT活用教育で円滑に利用できないという実態があることが明らかとなり、教育関係者からは権利制限規定の見直しが要望された。なお、教育の情報化の推進のための権利制限規定の見直し等については、各種政府計画等⁵⁾においてもこれに取り組むべき旨が示されている。

文化審議会著作権分科会では、ICT活用教育における著作物利用を巡る状況を踏まえて取り組むべき課題として、ア．権利制限規定の整備（第35条の見直し）、イ．教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発、ウ．ライセンス環境の整備・充実、エ．法解釈に関するガイドラインの整備、の4点を挙げて検討を行った。

小委員会の検討過程で行った関係団体からのヒアリングにおいて、権利者団体からは、ICT活用教育の意義は十分理解しており、積極的に推進すべきであるとする意見があった一方、非常に広範な利用が想定される公衆送信を無許諾無報酬で認めると、権利者の利益を損なうこととなり、ベルヌ条約のスリー・ステップ・テスト⁶⁾に違反するのではないかとする意見や、デジタルコンテンツは違法に拡散される危険性が高いことから権利制限によって権利侵害が助長されるおそれがあるとの意見があったほか、現時点でも教育機関において権利制限の対象範囲が広く運用・解釈されている実態⁷⁾があるとして、まずは教育機関において著作権法の趣旨の周知を行うべきとの意見⁸⁾があった。

こうした意見に対し、教育関係団体から提出のあった意見書の中で各団体又は教育機関において著作権法に関する研修・普及啓発活動に取り組んでいく旨の方針⁹⁾が表明されたこと等を踏まえ、

⁴⁾ 平成26年度文化庁委託事業「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」（株式会社電通）。同調査研究の報告書は、文化庁HP（http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h27_ict_katsuyo_hokokusho.pdf）を参照されたい。

⁵⁾ 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）や「知的財産推進計画2017」（平成29年5月16日知的財産戦略本部）等において、著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行うこととされた。

⁶⁾ ベルヌ条約第9条第2項においては、複製権（録音、録画を含む）について、スリー・ステップ・テストと呼ばれる3要件（①特別の場合について、②著作物の通常の利用を妨げず、③その著作物の正当な利益を不当に害しないこと）を満たすとき、国内法令において制限・例外規定を定めることを認めている。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）ではこの範囲が著作物の排他的権利全般に拡大され、同協定第13条において著作権の制限又は例外を「著作物の通常の利用を妨げず（①）、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない（②）特別な場合（③）に限定する」としている。

⁷⁾ 具体的には、大学において教員から学生に対し講義で使用する目的で書籍一冊分のPDFデータが送付されたという事例や、大学の生協において大学教員が複数の書籍に掲載された著作物50件ほどを複製・製本し、「教材」として販売されていた事例、初等中等教育機関において、校内で市販の問題集の電子化・共有が行われていた事例などが挙げられた（平成27年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）参考資料2）。

⁸⁾ 平成27年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第3回）

⁹⁾ 平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）。初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国国立大学附属学校連盟）、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国専修学校各種学校総連合会が意見書を提出。

著作権分科会としては、法改正に向けた各教育機関における法の適切な運用を図るための取組の実施の見通しが一定程度立ったものと評価した。また、権利者の正当な利益への配慮のため、補償金請求権の付与の在り方についても、教育関係団体の理解を得つつ検討が行われた。

これらの検討を経て、著作権分科会としては、第35条の趣旨に鑑み、学校等の授業の過程で行われる公衆送信を広く同条の権利制限の対象とするとともに、新たに権利制限の対象とする公衆送信について補償金請求権を付与することが適当とした。なお、分科会報告書においては今回の法改正を契機として、①改正法による新たな補償金制度の運用に関する検討、②教育目的の著作物利用に係るライセンス環境の整備・充実、③教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発、④法解釈に関するガイドラインの整備といった法の運用面の課題の解決についても、関係者を中心として総合的に取り組んでいくことが重要であると提言されている。

(2) 改正の趣旨及び概要 (第35条関係)

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当

な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

(※下線部分は改正部分。)

学校等の教育の質の向上や教育機会の充実等に資するよう、ICTを活用した教育における著作物等の利用の円滑化を図るため、学校その他の教育機関における権利制限規定（第35条）において、現在権利制限の対象となっている複製や同時授業公衆送信に加えて、新たに同時授業公衆送信以外の公衆送信等についても広く対象とするとともに、今回新たに権利制限の対象となる公衆送信について権利者に補償金請求権を付与することとしている。

これにより、例えば学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に公衆送信する行為等について、文化庁長官が指定する単一の団体への補償金支払を条件として、権利者の許諾なく行えることとなるものと考えられる。

また、近年の動画投稿サイトにおけるコンテンツの充実に伴い、教育現場ではそのようなサイトに投稿されている動画を活用する場面が増加している。動画投稿サイトから送信される著作物をパソコンのディスプレイ等を用いて生徒等に視聴させる行為は、「公の伝達権」（第23条第2項）の対象となる行為に該当し得るところ、今般の改正では、こうした行為（公の伝達）についても、権利制限の対象とすることとしている。

①権利者の正当な利益への配慮について

今回の権利制限規定の整備に当たり、権利者団体からは、権利者の得べき正当な利益を確保するため、既存の著作物利用市場への影響が及ばないようにすることを求める意見や、現行第35条第1項に基づく複製についても補償金請求権の付与を求める意見があった。この点、我が国における現行規定の制定時から今日に至るまでの複製機器の普及状況等を踏まえると、今回新たに権利制限の対象とする公衆送信のみならず、現行法上無償で行うことができる行為（複製及び同時授業公衆送信）も含め、学校等の授業の過程で行われる著作物の利用は、いずれも権利者に与え得る不利益は軽微とは言い難く、補償の必要性が認められるものと考えられる。

一方、我が国において現在無償で行えることとなっている行為（複製及び同時授業公衆送信）を補償金の対象とした場合、これまで長期間にわたって社会に定着していた法規範に変更が加えられることにより法的安定性が損なわれ、教育現場の混乱を招きかねないものと考えられる。このことについて、教育関係団体からも、現在無償となっている行為（複製・同時授業公衆送信）は補償金請求権の対象としないしてほしいとの要望¹⁰⁾が提出された。

これらのことを総合的に勘案した結果、教育機関における著作物の利用を促進するという観点から、既存の秩序を尊重し、既存の権利制限で無償とされている行為類型には補償金請求権を付与せず、後述するように教育機関における手続負担等を低減させるための配慮を行うことを前提として、新たに権利制限を設ける公衆送信についてのみ補償金請求権を付与することとした。

なお、公の伝達は、公衆送信と異なり上映や演奏等と同様に非営利・無償の場合について権利制限が認められている行為類型に属するものであり、権利者に与える不利益は公衆送信と比べても相対的に小さく軽微であると評価できることから、補償金請求権の対象とはしないこととしている。

②補償金請求権の行使に関する制度

第35条の適用を受けることができる教育機関は、例えば学校教育法上の教育機関だけでも5万以上にのぼるなど、その数は膨大である。また、同条により利用される著作物は、教育機関の種類、教育内容及び設置されている地域等によって多種多様であり、本制度に係る補償金請求権を有する権利者も無数になることが予想される。一方、個々の利用行為に着目すると、利用の規模は質的・量的に見てそれほど大きなものとはならないことが予想される。

このように、同条による利用は、膨大な数の利用者により、膨大な数の権利者に係る著作物について、少額の利用が、総体として大量に行われることとなるという特徴がある。このため、個々の権利者に補償金請求権の行使を個別に行うことを求めると、教育機関における権利者の搜索、連絡、金額交渉、支払等の一連の手続に係るコストが過大なものとなるため、教育機関が自発的にその処理を適切に行うことが期待できない一方、権利者側においても個々の教育機関の著作物利用行為を把握することは困難であり、権利の実効性が確保できなくなる上、仮に一部支払がなされる部分があったとしても、権利者に還元される対価の額に比べて制度を維持するための手続コストが大きく上回ることとなり、制度として極めて非効率的なものとなる。

したがって、補償金制度の維持に係る手続コストを大幅に低減することにより、教育現場の著作物利用に係る手続コストの軽減及び権利者に対する適切な対価還元を両立するという同条改正の趣旨を実現する観点から、指定管理団体による集中管理を可能とするための制度上の手当てを行うこととした。

具体的には、同条の補償金を受ける権利を有する者のためにその権利を行使することを目的とする団体であって、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官の指定するものがある場合は指定管理団体のみが行使することができることとした。また、指定管理団体制度の導入に伴い、制度の適正な運用の確保等の観点から、指定管理団体の指

¹⁰⁾ 平成28年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）

定の基準、補償金の額の決定手続、指定管理団体による補償金関係業務の執行に関する規程の策定及び文化庁長官への届出に係る義務、著作権等の保護に関する事業等のための支出義務、文化庁長官による指定管理団体に対する監督権限等について規定することとした。

2. その他の改正事項

(1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

情報通信技術の進展等の時代の変化に柔軟に対応出来るようにするため、著作物等の市場に悪影響を及ぼさない一定の著作物等の利用について、適切な柔軟性を備えた権利制限規定の整備を行った。制度設計の検討にあたっては、米国のフェアユース規定のように非常に柔軟性の高い規定を導入することの是非も含め、様々な選択肢を対象として検討した結果、我が国の企業の法令順守意識、国民の著作権に対する理解の度合い、訴訟制度、立法府と司法府の役割分担の在り方、罪刑法定主義との関係といった観点を総合的に勘案し、我が国の諸状況を前提とすれば、フェアユース規定のような規定ではなく、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによって対応することが最も望ましいとの判断となった。具体的には、次のように、通常権利者の利益を害しないと考えられる行為類型（下記①及び②）と、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型（下記③）について、それぞれ適切な柔軟性を持たせた規定を整備することとした。

① 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第30条の4関係）

著作物は、技術の開発等のための試験の用に供する場合、情報解析の用に供する場合、人の知覚による認識を伴うことなく電子計算機による情報処理の過程における利用等に供する場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることを規定した。これにより、

例えば人工知能（AI）の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為等、広く著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為等を権利者の許諾なく行えることとなるものと考えられる。

② 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の4関係）

電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることを規定した。これにより、例えばネットワークを通じた情報通信の処理の高速化を行うためにキャッシュを作成する行為や、メモリ内蔵型携帯音楽プレイヤーを交換する際に、一時的にメモリ内の音楽ファイルを他の記録媒体に複製する行為等を権利者の許諾なく行えることとなるものと考えられる。

③ 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第47条の5関係）

電子計算機を用いて、情報を検索し又は情報解析を行い、及びその結果を提供する者は、公表された著作物又は送信可能化された著作物について、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微な利用を行うこと等ができることとすることを規定した。

これにより、例えば特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報と併せて、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部分を提供する行為（書籍検索サービス）や、大量の論文や書籍等をデジタル化して検索可能とした上で、検証したい論文について、他の論文等からの剽窃の有無や剽窃率といった情報の提供と併せて、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文等の本文の一部分を表示する行為（論文剽窃検証サービス）等を権利者の許諾なく行えることとなるものと考えられる。この他、本条の趣旨が妥当する

新たなニーズが発生した場合には、政令で定めることにより当該ニーズに係る行為を権利制限の対象として追加することができることとした。

(2) 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

障害者の情報へのアクセス機会の向上のため、視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことを認める権利制限規定（第37条第3項）において、音訳等を提供できる障害者の範囲について、現行法で対象として明示されている視覚障害や発達障害等のために視覚による表現の認識に障害がある者に加え、新たに、手足を失ってしまった方々など、いわゆる肢体不自由等の方々が対象となるよう規定を明確にした。また、権利制限の対象とする行為について、現行法で対象となっている複製、譲渡や自動公衆送信に加えて、新たにメール送信等を対象とすることとした。これにより、例えば肢体不自由で書籍等を保持できない方のために音訳図書を作成・提供することや、様々な障害により書籍等を読むことが困難な方のために作成した音訳データをメール送信すること等を権利者の許諾なく行えることとなるものと考えられる。

(3) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

我が国の有する文化資料を適切に収集・保存し、またそれらの効果的な活用を促進することで我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するため、アーカイブの利活用促進に関する以下の整備を行うものである。

①国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信（第31条関係）

絶版等の理由により一般に入手困難な資料で、デジタル化した資料を、国立国会図書館が他の図書館等に送信することができる資料送信サービスについて、日本文化の発信等の観点から、外国の図書館等に対しても送信できることを規定した。これにより、日本研究を行っている外国の図書館等に貴重な資料を提供できることとなるものと考えられる。

えられる。

②作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用（第47条関係）

技術進歩に伴う見直しとして、美術館等において、展示作品の解説や紹介を目的とする場合には、必要と認められる限度において、小冊子に加えて、タブレット端末等の電子機器へ掲載できること等を規定した。これにより、例えば、会場で貸出される電子機器等を用いて、より作品の細部を拡大して制作手法を解説すること等が権利者の許諾なく行えることとなるものと考えられる。

また、美術館等に行く際に、施設のウェブサイト等で展示作品の情報を調べることが一般的になっており、公衆に対して、著作物の展示情報を効果的に提供するために画像を利用するニーズが強まっていることを踏まえ、原作品を展示する者が、いわばその展示会への「道しるべ」として情報を広く一般公衆に提供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において当該作品に係る著作物のサムネイル画像（作品の小さな画像）をインターネットで公開できること等を規定した。

③著作権者不明等著作物の裁定制度の見直し（第67条等関係）

著作権者不明等著作物の裁定制度は、著作物の権利者が不明等の場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、当該著作物を利用することができるものである。

今般の改正では、補償金等の支払を確実に行うことが期待できる国や地方公共団体等について、事前の供託を求めないものとし、権利者と連絡をすることができることになった際に、事後的に権利者に補償金を支払うことを認めることを規定した。同様に、申請中利用に当たって供託をすることが求められる担保金も、国や地方公共団体等については免除し、権利者が現れた場合に、利用に係る補償金を直接権利者に支払えば足りることとした。